

特集

子どもの発達と保育

「新システム」は何をもたらすか？

保育所「待機児ゼロ作戦」を小泉自公政権が提唱してから、一〇年余が経ているにもかかわらず、認可保育所に申し込んでも、満員で入れない待機児が、2万4千825人もいる（2012年4月1日現在、厚労省調査）。

市場に任せれば、万事がうまく行くという規制緩和路線をとった小泉構造改革は、保育にも企業が営利を求めて参入する新制度を進めた。厚労省「社会保障審議会少子化対策特別部会」は、保育新制度案を決定し（2009年2月）、いつそう保育の市場化が進むかに見えた。

今年の通常国会で、子ども・子育て（新システム）関連法（子ども・子育て支援法、認定こども園法改正法、児童福祉法改正を含む関係法律の整備法）が成立した。しかし保育三団体を始め多くの保育関係団体等の粘り強い運動で、「児童福祉法24条の1項」が生きて市町村責任によつて保育が提供される仕組みは維持された。しかし、その2項は、家庭的保育や認定こども園など多様な形が認められ、事業者と利用者が直

接契約を結び保育が受けられるようにし、市町村は環境を整備する責任こそ規定されたが、極めて複雑な様相が出現すると見られる。

研究所は、本誌97号で「保育園の子どもたちはいま」を特集し、2009年時の保育新制度案が持つ問題点を解説した。また「子育て・支援ネットワークリにいがた」と共同してアンケート調査を行い、県内の保育環境、育ちそびれ、保育士と親との関係などについて問題提起した。

本号では、引き続き、デフレ経済のもと庶民の生活の厳しさから来る子育て環境の変化やそれに対応した公的保育の役割などを、現場から明らかにしようと努めた。子どもの生活のリズムに合わせた保育こそ発達を保障し、「子どもの最善の利益」をもたらす道である。

企業の利益や大人の都合で保育を扱つてはならない。発達を保障する保育の質が、いつそう問われなければならない。本特集がその一助になればと願う。